

# 業務指示書

## セネガル国セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等をJICAに提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年3月16日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 真野 修平 Mano. Shuhei@jica. go. jp

質問に対する回答：2016年3月22日 までにJICAホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

## 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

### 1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発に係る各種業務

### 2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括/稲作振興政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：稲作振興に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又は仏語  
仏語が出来れば望ましい。

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**【業務従事者：担当分野 稲作栽培】**

- 1) 類似業務の経験：稲作栽培に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：セネガル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語又は仏語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）  
仏語が出来れば望ましい。

**【業務従事者：担当分野 灌漑施設管理/水管理/組織強化】**

- 1) 類似業務の経験：灌漑/水管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

**第6 プロポーザルの提出手続き等**

**1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物**

- (1) 期限：2016年4月1日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

**2 プロポーザルの無効**

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

**第7 見積価格及び内訳書**

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- (○) 本業務における直接人件費単価は2016年度単価を上限とします。  
<http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html>
- (○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  - ・ 供与機材費

- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- ( ) 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター(Centre Prive d' Urgence :CPU)」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

- ( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.197 円 , US\$1 = 118.74 円 , EUR1 = 129.55 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。

- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

- ( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

- (○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 4月 6日(水) 10:00～  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/稲作振興政策

稲作栽培

灌漑施設管理/水管理/組織強化

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

77.40 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年4月15日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ(若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照)。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

( ) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上



プロポーザル評価表  
セネガル国セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(36.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/稲作振興政策	(30.00)	(15.00)
ア) 類似業務の経験	11.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	7.00	3.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	3.00
②副業務主任者	( - )	( 9.00 )
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	( 6.00 )	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 稲作栽培	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 灌漑施設管理/水管理/組織強化	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



**【第2 業務の目的・内容に関する事項】****1. プロジェクトの背景**

セネガルでは、GDP 全体に占める農業生産の割合は 13% (2014 年) と低いものの、全労働人口の約 7 割が農業に従事しており、農業は同国経済及び雇用確保の面から重要な産業である。しかし、主要な食糧 (コメ、小麦、メイズなど) の多くを輸入に頼っており、食糧安全保障上、また国際収支の安定のために食糧自給率の向上は極めて緊急性が高い課題である。

特にセネガルは西アフリカの中でも有数のコメ消費国であり、一人当たりの年間コメ消費量は 97.5 kg (2014 年) に達しているが、コメの国産米による自給は 39% (2015 年) に留まっている。そのため、セネガルにおいては、国家計画「セネガル農業推進加速プログラム (PRACAS) (2014 年～2018 年)」の中で掲げられている 2017 年までのコメ自給達成へ向けて国産米の増産が喫緊の課題であり、セネガルの稲作の中心地であるセネガル川流域を中心として、稲作セクター全体のバリューチェーン強化とその面的な拡大の実行が求められている。

このような状況下、JICA では主食であるコメに重点を置き、セネガルの稲作振興を支援してきている。2004 年には開発調査「稲作再編計画調査」(2004 年～2006 年)を実施し、セネガルの稲作振興にかかるマスタープランが策定され、11 の優先プログラムが提案された。それらプログラムの実行を支援するため、2009 年より技術協力プロジェクト「セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト (PAPRIZ)」(2009 年～2014 年)を実施し、稲作技術向上や流通改善支援を行い、セネガル川流域でも特に稲作が盛んなダガナ県及びポドール県のパイロット地区にて灌漑稲作の単収が約 17%向上し、農家の収益性改善を実現するとともに、精米機やコメ選別機が導入され精米業者の流通量が約 20%増加するなど、精米品質改善と流通量増加を達成した。今後、パイロット地区での成果を他の灌漑地区へ普及していくためには、政府機関、民間セクター、農家のさらなる能力強化や効果的連携が求められている。

こうした背景のもと、セネガル政府は国家政策目標の実現に向け、PAPRIZ によるパイロット地区での成果を元に、両県の他の灌漑地区への面的拡大を図るため、ダガナ県、ポドール県において、国産米の生産量増加と質の向上を目的とした技術協力プロジェクトを我が国に対し要請した。

**2. プロジェクトの概要****(1) プロジェクト名**

セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト

**(2) 上位目標**

セネガル川流域のコメの生産量、質が向上し、国内流通量が増える。

**(3) プロジェクト目標**

ダガナ県、ポドール県における灌漑稲作地域のコメの生産量と質が向上する。

**(4) 期待される成果**

1) セネガル川流域部分のコメ開発戦略/マスタープラン (2018-2027) に沿って、セネガル川流域の稲作開発が実行される。

2) 灌漑インフラ・関連インフラ整備が適切に運営・維持管理される。

3) プロジェクト対象地域の水稻の生産性と籾の品質が向上する。

4) プロジェクト対象地域のサービスプロバイダーのサービスが強化される。(\*)

(\*) 精米所や農業機械貸出業者等の事業運営能力や修理サービス等。

## (5) 活動の概要

### 【成果1にかかると活動】

- 活動1-1 セネガル川コメ開発戦略策定/マスタープラン(2018-2027)のためのPNAR(国家コメ自給計画)タスクフォースを立ち上げる。
- 活動1-2 セネガル川流域灌漑稲作開発戦略案/マスタープラン(2018-2027)を作成する。
- 活動1-3 戦略を実施するためのSAED(セネガル川デルタ・セネガル川ファレメ流域整備開発公社)と関係機関の連携を促進する。

### 【成果2にかかると活動】

- 活動2-1 中長期的に自立可能なユニオン・GIE(経済利益グループ)(\*)運営を支援する。
- 活動2-2 PAPRIZで実践した参加型小規模灌漑施設補修手法の面的拡大を図る。
- 活動2-3 正しい栽培暦・農業機械化を踏まえた適切な水管理を支援する。

### 【成果3にかかると活動】

- 活動3-1 PAPRIZで編さんした普及ガイドを基に稲作技術に関する研修を実施する。
- 活動3-2 ポドール県の優良種子普及のための活動を実施する。
- 活動3-3 穀保管用倉庫の運営を支援する。

### 【成果4にかかると活動】

- 活動4-1 農業機械化の現状を調査し、今後の促進のための戦略を策定する。
- 活動4-2 戦略に基づき、対象地域の栽培環境に適した農業機械のスペックを定め、適用する。
- 活動4-3 プロジェクト対象地域のサービスプロバイダー(ユニオン、農業機械サービス業者、精米業者・農民グループ)向けに事業運営や技術に関する研修を行う。
- 活動4-4 農業機械を持つユニオン・サービス業者間のネットワーク構築のための活動を行う。
- 活動4-5 戦略に基づき、ポドール県での農業機械サービスを強化・拡大する。
- 活動4-6 サービスプロバイダーによる既存の基金・融資へのアクセスを支援する。

(\*)GIE(経済利益グループ)はセネガル政府が1984年の新農業政策で農業の民営化を促進するために新しく制度化したものである。2人以上がグループとして経済活動を行なう場合、GIEとして登録できる。GIEが一定数まとまるとユニオンとなる。

## (6) 対象地域

セネガル川流域のサンルイ州ダガナ県、ポドール県

## (7) 関係官庁・機関

責任機関：農業・農村施設省(MAER)

実施機関：セネガル川デルタ・セネガル川ファレメ流域整備開発公社(SAED)(\*)

(\*)SAEDはセネガル川左岸流域の灌漑農業開発の促進を担う組織であり、本プロジェクトのカウンターパートとなる。

## 3. 業務の目的

「セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/D(Record of Discussions)に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

## 4. 業務の範囲

本業務は、当機構が2016年2月15日にセネガル農業・農村施設省と締結したR/Dに基づいて実施される「セネガル川流域灌漑稲作生産性向上プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) セネガル川流域コメ開発戦略/マスタープラン (2018-2027) 【成果1】

#### 1) 位置づけ

本プロジェクトは PAPRIZ で達成されたパイロット地区での成果を、広くセネガル川流域の灌漑地区に普及する目的でセネガル政府より要請されたものであり、マスタープラン策定は当初の要請内容に含まれていなかった。その後の詳細計画策定調査にて JICA 側よりセネガル政府に対し、当面達成困難な2017年の自給達成のみに固執するのではなく、中長期的な戦略・目標を設定したうえで事業を進めることの重要性を説明し、マスタープラン策定を本プロジェクトの活動に含めることが合意された。

本マスタープランは「稲作再編計画調査」において策定した稲作振興マスタープラン(2005-2015)のうち、セネガルのコメ生産中心地であるセネガル川流域分における内容をレビュー・更新し、開発戦略を策定するものである。本マスタープランの内容に基づき、セネガル政府、我が国の支援、他ドナーや国際研究機関及び民間セクターによって、実現性の高い事業計画が立案されることが重要となる。このため、マスタープラン策定のプロセスにおいては、セネガル政府の PRACAS(2014-2017)以降のコメ自給計画案との整合性も検討しつつ、各ドナーの開発方針・事業計画も確認したうえで、マスタープランがセネガル政府のコメ自給計画の中心に位置付けられるよう十分に留意して目標値、開発シナリオを策定すること。

#### 2) バリューチェーン分析

コメ自給達成のためには、灌漑稲作の振興とバリューチェーン分析を踏まえた行動計画の作成、最適な投資が必要不可欠となる。セネガル政府による支援(肥料、種子、農業機械購入等の補助金、粳買い上げ価格の設定等)、農家や精米業者への金融機関による融資制度、民間部門による粳買い付け、契約栽培、トラクターサービス等の現状と課題を分析し、農家の営農活動を支える政策支援、金融制度、民間サービスを支援する新たな制度の検討、既存の支援や制度の再活用/廃止等の可能性をマスタープランに反映すること。

また、SAEDより生産者の生産意欲の減退が課題として指摘されており、生産者の生産意欲改善に資する政策支援、金融制度、民間サービスのあり方を十分検討すること。

#### 3) 灌漑開発計画

マスタープランには、中長期的な灌漑開発計画を含むものとする。そのため SAED とともに灌漑事業地区の基礎情報整理・インベントリー調査(リハビリ含む)を行うこととし、灌漑施設改修計画、維持管理計画、新規灌漑事業計画等の策定時に活用可能な情報を収集・整理することとする。本調査で収集した情報は、調査終了後も SAED において継続的に更新できるよう配慮すること。

なお、灌漑開発計画の調査にあたり、対象地区の選定基準を明確にするとともに、開発可能面積と実際の農地面積、雨季・乾季の作付け率及び収量などの基礎情報収集・解析条件を調査時に明確にすること。さらにその他の生産インフラ基盤整備(農道、電化、倉庫等)や資機材(トラクター、ポンプ等)も灌漑開発及び生産性向上のために必要な投入であり、それら投入計画も考慮すること。

#### 4) 流通・マーケティング

PAPRIZ では、精米加工業者に対する精米選別機の導入と精米加工の改善を通じ、国産米の流通量及び販売量の向上が確認された。幅広く国産米振興を推進するためには、精米品質改善の具体的な取り組みの施策（精米選別機購入時の補助金、技術支援体制など）とともに、現状の国産米と輸入米に対する価格、品質、嗜好を分析・評価の上、さらなる国産米の流通量、販売量改善のための新たな施策（ブランド、粳品質の改善、セネガル料理との嗜好性、安全性、栄養等）の可能性を検討する。

#### 5) 優先事業計画の策定

本マスタープランでは、上記2)～4)の調査・分析の結果も踏まえ、具体的な優先事業計画を策定する。策定にあたっては、短期、中長期的な分類とともに、セネガル側実施体制、具体的な支援スキーム（セネガル政府予算による実施、JICAによる協力（技術協力プロジェクト、無償資金協力、有償資金協力他）、他ドナー及び民間セクターによる協力を含む）を想定して選定すること。また、各事業の概算事業費、インパクトを十分に踏まえつつ、環境社会配慮等の側面も含め事業の優先度を決定する。

特に灌漑開発（リハビリを含む）については、すでに他ドナー等が実施済みのF/S結果等のレビュー、サイト踏査をもとに、セネガル政府や他ドナーとも十分協議の上、優先度を決定することに留意する。

以上、1)から5)を踏まえたうえで、マスタープラン策定の実施方針をプロポーザルにて提案すること。

#### (2) 灌漑施設・水管理【成果2】

SAEDは灌漑施設の整備、灌漑ポンプの投入を重点的に行い、施設の運営・維持管理の役割を農家に移譲しているが、適切な運営と維持管理がなされていない状況にある。また、ポンプ施設を経済利益グループ（GIE）、ユニオンに供与しても、適切な水管理技術を持って使いこなすに至っていない。

本プロジェクトでは、施設の運営・維持管理手法の定着、機械化農業の導入に資する配水管理（ブロック配水）の導入、雨季・乾季のコメ栽培層に応じた適切かつ効率的な水利用による収益改善等、適切な水管理技術の確立・導入を支援することにより、コメ収量の増産と適切な施設の運営・維持管理が継続的になされることを目指す。

#### (3) コメ生産性と粳品質の向上【成果3】

SAEDは、乾季作の栽培面積の急激な増加や収穫機械・トラクターの不足が、乾季作の収穫遅延による粳品質の低下や雨季作面積の減少を及ぼしているとし、雨季、乾季の栽培層の遵守と雨季の生産性の回復が急務であるとしている。

本プロジェクトでは、収量増加とともに精米業者が求める品質の粳を生産するために、雨季及び乾季の二期作の栽培技術の確立とコメ栽培層を遵守した栽培技術の普及、営農資金のタイムリーな融資と農業投入財の適時投入、スキーム全体の水管理と連動した圃場耕起、優良種子の普及、粳倉庫の運営改善等、生産者サイドのバリューチェーン強化を目指す。

#### (4) サービスプロバイダー強化【成果4】

農業機械やサービスプロバイダーの不足が、栽培層に従ったコメ生産に大きな影響を及ぼしていることが明らかとなっている。

本プロジェクトでは、サービスプロバイダーの現状をさらに調査した上で、機械化戦略を策定し、農業機械オペレーターの研修やネットワーク強化を図る。ダガナ県ではある程度サービスプロバイダーが育っているのに比べ、ポドール県ではサービスプロバイダーが非常に限られているため、とりわけポドール県におけるサービスや金融アクセスの強化を通じ、ポ

ドール県での圃場耕起や精米業に携わる農業機械サービス業者の育成やサービスの改善を通じて、収量増に向けた農家の栽培環境の改善と精米技術の向上を目指す。

#### (5) 対象地・ターゲットグループの選定

本プロジェクトでは、プロジェクト開始後の活動の一部として、C/P とともに各活動の具体的な対象地を決定するとしている。対象地を選択する際は、C/P の見解も踏まえつつ明確な基準を設けるなど関係者が納得する選定プロセスを踏襲することが、プロジェクトの信頼性や透明性を高める上で重要である。

なお、ターゲットグループは、活動の成果が効果的に定着し、プロジェクト実施中、終了後も含めて成果が持続・波及する見通しを踏まえ、慎重に選定すること。特に、精米業界は年間数万トンの精米生産を行う大企業から数百トンの中小零細業者まで、さまざま存在し、その規模により活動が異なると想定される。民間セクターとの連携強化やネットワーク拡大に向け、生産性向上に貢献するよう中長期的な効果を見通したうえで選定するよう留意する。

以上、(2)～(5)を踏まえたうえで、PAPRIZによるパイロット地区での成果をもとにした本プロジェクトでの面的展開シナリオについて、対象地・ターゲットグループの選定方針とともにプロポーザルにて提案すること。

#### (6) セネガル側のオーナーシップ醸成

業務の実施に当たっては、日本側専門家のみで行うのではなく、セネガル側 C/P と密接に協働してプロジェクト活動を進めて行くことを基本として、双方が参加する定期的なプロジェクト進捗管理の場を設けることとする。特に、マスタープラン策定段階や研修の計画・実施・モニタリング等の活動にあたっては、先方と十分な協議を行い、先方の主体性及び合意形成プロセスを確保することとする。

また、プロジェクトで育成した人材を次の人材育成の資源として活用するなど、セネガル側の主体性を促しつつ、モデル農家の活用など効率的なスケールアップを行うことに留意する。

#### (7) 関係機関・民間セクターとの連携

営農活動や農業機械サービス関連においては、SAED、農家、民間セクター、NGO 等、多様な関係者が存在するため、それら関係者とのネットワーク構築・連携活動が重要である。なお、民間セクターと連携してネットワークを拡大する際、窓口とする組織・団体の能力を見極め、選定に留意すること。

#### (8) 他ドナーとの連携

セネガル川流域における稲作セクターにおいては、他ドナーは主にインフラ整備を中心とした支援を行っている。ソフト型支援を中心とする本プロジェクトと積極的な連携を図り、事業効果の拡大、面的波及を目指す。

現時点で、連携可能性のある主な具体的案件は以下のとおり。対象地域はいずれも本プロジェクトと重複することから、連携の方針についてプロポーザルにて提案すること。

##### 1) フランス開発庁 (AFD)

「ポドール県灌漑農業と農村地域経済発展プロジェクト」(2014年～2019年)と連携を図ることが AFD との間で合意されている。AFD による灌漑施設リハビリ完了後、本プロジェクトにより農家への施設維持管理に関する支援を行うことが想定される。

##### 2) 世銀

サンルイ州での民間セクターの進出を促進するための灌漑整備を含む「持続的・包括的農業ビジネスプロジェクト」(2013年～2019年)を実施中である。

##### 3) アフリカ開発銀行 (AfDB)

ポドール地区 10,000 ha において灌漑整備を行う「セネガル川流域灌漑農業開発事業」を 2016 年より実施予定である。

#### 4) スペイン国際開発協力庁 (AECID)

サンルイ州で 7 か所に穀倉庫建設 (2009 年～2013 年) を実施済み。フェーズ 2 の協力も計画当中である。

#### 5) USAID

Feed the Future イニシアチブの下、「Naatal Mbay プロジェクト」(2015 年～2019 年) において、農民組織を通じた稲作技術普及、能力強化、精米所の精米品質向上にかかる能力向上等を通じ、コメバリューチェーン改善の支援を行っている。

### (9) 他 JICA 案件との連携

我が国は「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」を主導しており、セネガルも CARD 対象国の一つである。コメ自給率向上を支援するため、セネガル南部で実施中の「天水稲作持続的生産支援プロジェクト」(2014 年～2018 年) と知見・経験を積極的に共有すること。

また、同じセネガル川流域で実施中の「トマト栽培・加工事業準備調査 (BOP ビジネス連携促進事業)」(2015 年～2017 年) と連携し、農家の収益改善のために、雨季の稲作と乾季のトマト栽培による輪作栽培拡大の可能性を追求し、両事業の相乗効果を高めることに留意した活動を行う。

### (10) ジェンダー配慮

SAED 支所に設置されている女性グループ支援ユニットとも連携し、コメの生産・収穫後処理・流通の各作業段階における男女の役割分担の把握やニーズ調査、それらに基づく男女の役割に配慮した研修の設定等、ジェンダーに十分配慮した活動を行う。

### (11) ローカルリソースを活用した業務実施体制

広範囲な活動を円滑に実施するには、日本人専門家とともに現地傭人を積極的に活用したプロジェクト運営管理体制の構築が望まれる。日本人専門家不在期間においても、プロジェクト活動が自主的に運営されるよう、現地傭人の適切な配置を行い、効率的なプロジェクト運営体制を構築すること。

### (12) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、G/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA はこれら提言について遅滞なく検討し、必要な処置 (先方 G/P との合意文書の変更、契約の変更等) を取ることとする。

特に、策定されるマスタープランの内容によって、その後のプロジェクト活動に影響が及ぶ可能性があることに十分留意する。

### (13) 広報

本プロジェクトの実施においてはセネガル政府関係機関のみならず、民間セクターや他ドナーとの連携の促進が不可欠である。業務実施にあたっては、本プロジェクトの成果を我が国及びセネガルに幅広く発信することとし、新聞、TV、ラジオ、ニュースレター、WEB サイト等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報活動を行うこと。

### (14) 事業のフェーズ分け



本業務については、以下の契約期間に分けて実施することを想定する。

第1年次 2016年4月～2017年3月

第2年次 2017年4月～2019年3月

第3年次 2019年4月～2021年3月

このため、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA が指示を行い、契約交渉を経て契約書を締結することとする。

なお、契約期間分けについては、上記記述にこだわらず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することが可能である。

#### (15) 供与機材

本プロジェクトでは、コンバインハーベスターやトラクターといった大型農業機械を供与することは予定していない。小規模灌漑スキームにおいて農業機械を導入することで、セネガル側がすでに所有している機械の効果的運用（刈取り機や脱穀機との組み合わせ等）や、維持管理方法をサービスプロバイダーに提示することを想定している。

現時点では、以下の農業機械を調達することとし、以下の条件にて必要経費を見積もること（本経費は別見積もりとする）。なお、第1年次において仕様・数量・調達計画を特定し、第2年次にて調達することとするが、品目・仕様の検討においては、西アフリカへの進出を検討している日本の農業機械メーカーにあらかじめヒアリングを行い、その意見も考慮すること。

農業機械名	仕様	必要台数
簡易精米機	エンゲルバーク型、エンジン付き(15～16馬力)、 精米能力毎時 350kg～500kg	10台
石抜き機	0.5kW モーター付、0.7馬力程度	10台
精米選別機	0.5kW モーター付 選別能力 500kg/時	30台
動力脱穀機	エンジン付(15～20馬力) 処理能力:1.5～2ton/時 4輪台車据付	5台
動力刈り取り機	エンジン付(6～8馬力) 刈り幅:0.8～1.0m 刈り取り能力:1.5～2ha/日	5台

#### (16) 第3国研修

本プロジェクトでは、第2年次、第3年次に第3国研修を予定している。実施国は東南アジア地域、対象者は SAED 職員を中心に各回5～10名程度を想定しているが、実施国、研修機関、研修内容、研修対象者・人数等プロポーザルにて提案すること。

## 6. 業務の内容

### 【各契約期間に共通の業務】

#### (1) Monitoring Sheet の作成

JICA 所定の Monitoring Sheet を実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進捗状況を確認する。プロジェクト開始時に実施機関とともに、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更有無を確認し、それを踏まえ、Monitoring Sheet Ver. 1 を作成する。その後は6か月ごとに Monitoring Sheet を作成し、JICA に提出する。

(2) 合同調整委員会 (JCC) の開催

少なくとも年に1回 JCC を開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度等を確認する。

【第1年次契約期間：2016年4月～2017年3月】

(1) ワーク・プラン (プロジェクト全体期間及び第1年次) の作成

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プラン原案 (プロジェクト全体期間及び第1年次) (仏文) に取りまとめる。

ワーク・プラン原案を基に、セネガル側関係者とキックオフミーティングを行い、プロジェクトの全体像を共有する。ワーク・プランについては、上記ミーティングを踏まえた上で原案の修正版を作成し、セネガル側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン (全体期間及び第1年次) として取りまとめ、合意する。

キックオフミーティングでは、セネガル側関係機関、他ドナー、民間セクターなども含めて広くコメントを求め、業務実施の参考とする。特に他プロジェクト、民間セクターとの成果活用の可能性や重複について十分に確認し、効率的な業務となるよう協議する。

(2) 合同調整委員会 (JCC) の設置

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため合同調整委員会 (JCC) を設立する。JCC は R/D にて合意されたメンバーが参加し、少なくとも年1回開催するよう関係者の合意を得る。コンサルタントは JCC の設立及び会合の開催を支援するとともに、メンバーとして同会合に参加する。

《成果1について：(3)～(11)》

(3) タスクフォース設置

マスタープラン策定作業にあたり、セネガル各機関からなるタスクフォースを設立する。メンバー選出にあたっては、各機関の役割・責任を明確化し、農業・農村施設省の承認を得るものとする。タスクフォースでの活動を通じて、SAED と関係機関の連携を促進する。

なお、マスタープラン策定作業において得られる各種データは、調査中・完了後に C/P によるモニタリング活動等での利用と継続的なデータの更新が可能となるよう、C/P 機関の体制を含めて必要な技術指導に配慮すること。

(4) セネガル川流域の稲作セクターの現状把握・分析

セネガル川流域ダガナ県、ポドール県、マタム県を対象として、既存資料および聞き取り調査等を通じて情報を収集し、セネガル川流域における稲作セクターのニーズ・課題を分析する。なお、本調査については、ローカルコンサルタントやローカル NGO 等への現地再委託を可とする。調査については以下の項目を想定している。

- 1) 一般的事項 (社会・経済状況、水資源、気象・水文、地形、農業生態ゾーン、その他自然条件等)
- 2) 農業生産関連 (農業インフラ、灌漑インフラ、生産技術、加工、流通、農産物価格動向・市場、農産物の季節性、農家経済、農民組織制度、水利組合制度、特徴的な営農形態、土地利用等)
  - 2)-1 営農状況：土地所有形態、作付け状況、単位収量、耕作方法 (人力、家畜、機械等)、種子調達方法、栽培品種、農業投入資材、農業機械導入状況、労働投入・時間、収穫後処理方法、契約栽培
  - 2)-2 農家所得の状況：農業所得、農業外所得、生産コスト、営農資金、債務の有無

- 2) -3 加工・流通：流通状況、自家消費量、販売量、価格、販売経路、市場、貯蔵庫の有無と利用状況
  - 2) -4 組合：加入状況、水利費、水管理、組合運営、維持管理状況等
  - 3) 組織・制度・政策関連（開発計画、農業政策、灌漑開発計画、対象地域の県行政組織と関連開発政策、水利権（セネガル川流域の水利権含む）、補助金制度、技術普及サービスと効果、人材育成機関、研究機関及び活動、企業活動に対する融資・支援制度及び関連法令、土地所有制度、環境関連法令等）
  - 4) 民間セクター・他ドナー（民間セクターの投資、農業分野の金融機関、農業機械サービス業者、農業資機材代理店、精米加工会社、倉庫業者、農業土木業者等のサービス内容やサービスエリア、民間企業や他ドナー支援の関連プログラム及びプロジェクト）
  - 5) 環境社会配慮関連（湿地開発・管理にかかる法令、農薬使用・病虫鳥害対策にかかる法令、対象地域の森林保護区、遊牧民との共有地や自然・社会環境等）
- なお、資料・情報の収集・分析を行う上では、衛星画像、セネガルで入手できる二次データ等も利用し、効率的に調査する。

#### （5）灌漑事業地区のインベントリー作成

セネガル川流域のダガナ県、ポドール県、マタム県を対象として灌漑事業地区の調査を実施する。なお、G/P 機関においてすでに既存のインベントリーがあれば、同インベントリーを更新して調査に活用する。主な調査項目は、位置情報、既存灌漑施設及び現況、灌漑ポテンシャル地区、営農形態・土地利用、農民組織、行政・民間からの農民支援体制、農業機械、倉庫、アクセス道路（橋、農道等）、施設運営管理体制等を想定している。インベントリーデータは、セネガル側実施機関が調査後も地域の基礎データとして、さらにセネガル政府あるいは他のドナー機関の支援、民間企業のサービス活動の実施に利用できるよう配慮すること。

#### （6）セネガル川流域の主要課題の抽出と開発シナリオの作成

バリューチェーン分析を踏まえ、セネガル川流域の稲作セクターにおける主要課題の要因を分析し、問題構造を明らかにする。本分析を踏まえて、セネガル川流域稲作セクターの開発シナリオを作成する。開発シナリオの作成においては、セネガル政府による政策支援、灌漑開発ポテンシャル、コメ生産ポテンシャル、社会経済状況、民間セクターの投資及び自然条件等を考慮して開発シナリオを提案する。

#### （7）セネガル川流域コメ開発戦略/マスタープラン案の作成

上記開発シナリオ案に基づき、関係行政機関、研究機関、他ドナー、民間セクター関係者とも情報共有、意見交換を図りながらマスタープラン案を作成する。なお、開発シナリオ・開発計画については、具体的な目標・目標値・目標達成年について設定し、想定されるプロジェクトの構成およびプロジェクト概要についても整理する。なお、マスタープランで設定する目標達成年次は2027年を想定するが、最終的にはG/P機関と協議のうえ決定する。

#### （8）行動計画と対象コンポーネントの提案

マスタープラン案に基づき、提案される優先事業計画に対して事業費、裨益効果及び行動計画案を作成・提案する。複数のコンポーネントから優先事業を選定するために、判断基準となる政策的、技術的、社会的な主要項目を含めた選定基準をG/Pとの協議を経て設定する。選定基準に基づき、対象コンポーネントの優先度の比較検討及び代替案の検討を踏まえ、絞り込みと提案を行う。提案内容については、JICAと十分に協議する。

#### （9）インテリムレポートの作成

第1年次業務成果について、インテリムレポートとして取りまとめ、先方実施機関に説明・協議し合意を得る。

#### (10) セミナー・ワークショップの開催

インテリムレポートを活用して、意見聴取、業務成果の共有、今後の方針確認を目的として、セネガル国関係者、他ドナー、民間企業等を対象にダカール及びサンレイにてセミナー・ワークショップ等を開催する。参加人数は2回合わせて50名程度とする。

#### (11) 本邦研修の実施

「稲作振興」をテーマに本邦研修（視察型）を実施する。現時点で想定している研修内容は以下のとおりであるが、プロジェクト目標を踏まえ、具体的な内容、方法、行程、研修機関等をプロポーザルで提案すること。

コンサルタントは本研修の実施にあたり、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン（2015年4月）」に沿って業務を行う。本研修に係る「受入」及び「監理」は JICA が実施する。

##### 1) 内容 :

- ・我が国の農業農村整備事業の計画策定から維持管理までの行政の役割
- ・我が国の稲作振興の先進的取組
- ・我が国の農業普及活動の方法
- ・我が国の農業機械化振興の取組
- ・バリューチェーン構築の効果的アプローチ事例

2) 対象者：農業・農村施設省1名、SAED1名（本プロジェクトの責任者を想定）

3) 期間：2週間程度

### 《成果2・3・4について：(12)～(13)》

#### (12) プロジェクトアプローチの合意

収集・分析及びレビューした情報を踏まえつつ、プロジェクトの取るべきアプローチ（各活動のフローや狙い、さらに位置づけ、C/P 機関関係者の役割、活動対象スキームの選定基準、灌漑施設維持管理、水管理研修、稲作栽培指導、倉庫運営管理、農業機械サービス等の対象となるユニオン/GIE や民間セクター、活動スケジュールと方策等）について C/P 機関関係者と協議し、合意する。

#### (13) ベースライン調査の実施と対象灌漑スキームの選定

プロジェクトを開始するにあたって、C/P 機関関係者と以下を目的としてベースライン調査を実施する。①PDM(Ver.0)に記載の各指標の具体化及び測定方法の決定、②対象地域におけるユニオン/GIE のインベントリー作成、③対象灌漑スキームのユニオン/GIE の財務状況、施設維持管理、水管理技術と営農知識、稲作技術、倉庫管理技術の知見等に係る現状把握、④選定基準に沿ったユニオン/GIE 対象の選定、⑤調査を踏まえた受益者の問題分析・改善策・開発目的の検討及び本プロジェクトのアクションプランの策定。上記(4)、(5)及びベースライン調査の結果を踏まえ、対象灌漑スキームを選定する。なお、成果1の活動に含めて効率的に調査を行うこととし、ローカルコンサルタントやローカル NGO 等への現地再委託を可とする。

### 《成果2について：(14)～(15)》

#### (14) ユニオン/GIE の組織運営に関する活動

##### 1) 関連情報の管理システムの構築

SAED 維持管理局 (DAM)、SAED 支所整備水管理課 (DAGE) による、灌漑スキームの維持管理状況や水利組織による運営状況等に関する情報データベースの整理・管理を支援する

とともに、定期的にモニタリングする管理システム案を作成する。SAED、CGER（セネガル川流域農村経済及び管理センター）等に既存の管理システムがあればそのシステムを活用する。

#### 2) ユニオン/GIE 向け農民組織・財務管理研修の改善

各灌漑スキームのユニオン/GIE の組織運営・財務状況の課題を踏まえ、CGER で行われているユニオン/GIE 向け農民組織・財務管理研修プログラム等とユニオン/GIE が抱える課題を整理し、研修モジュール案の改善事項の抽出を行う。CGER 及び C/P 機関関係者と協議し、改良研修モジュール案を作成する。モジュール案に合わせた教材、マニュアル等についても関係者との協議を踏まえ作成する。

#### 3) CGER、SAED 関係者の能力強化

研修講師となる CGER、現場指導を行う DAGE 技術者や SAED 普及員の技術的な課題、ユニオン/GIE との関わり等を把握し、CGER、DAGE 及び普及員向けの研修計画の策定を行い、座学研修を実施する。

#### 4) 対象灌漑スキームのユニオン/GIE に対する組織運営・財務管理研修の実施

対象灌漑スキームのユニオン/GIE を対象として改良した研修モジュール案を用いた研修を実施する。研修を受講したユニオン/GIE をモニタリングし、研修の活用状況をモニタリングする。

### (15) 灌漑施設維持管理と適切な水管理にかかる活動

#### 1) 灌漑施設維持管理、水管理の現状把握とデータ、資料収集、実際の維持管理、水管理活動の把握

各灌漑スキームを視察し、実際の施設の状態や維持管理、水管理の手法を把握するとともに、データや資料の管理法を確認する。また、SAED の補修管理事業（補修事業）のうち、灌漑スキーム施設補修のための灌漑施設維持管理基金（FOMPI）を利用した事業の活動実績を確認する。

#### 2) 灌漑維持管理、水管理の現況把握、研修課題の抽出と維持管理実施計画の策定

収集した施設維持管理等の情報を踏まえて、現状改善のため課題を明確にする。PAPRIZ において策定した参加型手法を導入した施設維持管理ガイドラインのレビューを行い、DAM、DAGE、SAED 普及員と協議を通して同ガイドラインを活用した FOMPI 事業運用ガイドライン案を策定する。最終的なガイドライン案は SAED の承認を得るものとする。

また、営農状況調査及び上記 1) の調査を踏まえ、対象灌漑スキームの現状の水利用効率を分析し、コメの栽培歴及び農業機械化の導入に適した水管理手法を DDAC（農業農村開発局）、DAGE、普及員と協議し、作期毎の適正な要水量の算出、各スキームの規模、施設、ポンプ揚水量に応じた水管理計画立案・実施ガイドライン案を策定する。

#### 3) 灌漑施設維持管理、水管理研修の実施

上記 2) で策定した FOMPI 事業にかかる運用ガイドライン案及び水管理計画立案・実施ガイドライン案の運用に関する研修実施計画を策定し、DAM、DAGE、SAED 普及員を対象にした研修を実施する。

#### 4) ガイドラインのレビュー

上記 3) の研修実施をレビューし、ガイドライン案の改善事項の抽出を関係者間で行う。予算、人員、技術的見地から実行可能な内容とし、FOMPI 事業運用ガイドライン案及び水管理計画立案・実施ガイドライン案の試行導入について関係者の合意を得る。

#### 5) ガイドラインに基づく灌漑施設維持管理及び水管理の研修実施

上記4) でレビューした FOMPI 事業運用ガイドライン案及び水管理計画立案・実施ガイドライン案を用いて、対象灌漑スキームのユニオン/GIE 対象の施設維持管理、水管理の研修を実施する。施設維持管理の研修については SAED・FOMPI 事業予定の灌漑スキームを対象に行う。

#### 《成果3について：(16)～(19)》

##### (16) 農家レベルでのコメ収量向上（稲作普及ガイドを活用した稲作技術の普及拡大）

###### 1) 研修計画策定

稲作栽培技術に関して、灌漑稲作普及ガイドを活用し、SAED 普及員向け及び農家向けの研修計画・研修カリキュラムを策定する。

###### 2) SAED 普及員の能力向上と農家への技術指導

SAED 普及員向けのワークショップを開催し、灌漑稲作普及ガイドを使用して、農民組織能力向上、栽培技術の指導にかかる研修を行う。普及員による現場での生産者に対する技術普及を支援し、生産者への技術普及をモニタリングする。

###### 3) 稲作技術展示と中核農家の育成

広範な生産者に適正な栽培技術が移転されるよう、対象スキームの生産者圃場において適正栽培技術を展示し、周辺の生産者を含めて灌漑稲作普及ガイドに基づく技術研修を実施する。普及範囲を拡大するために、プロジェクト雇用の普及員や、他ドナープロジェクトが雇用する普及員、農業生産会社、生産者組合等に対する栽培技術の研修を行う。

##### (17) 優良稲種子利用農家の拡大（ポドールを対象）

ダガナ県では種子生産、販売体制が確立されているため本活動はポドール県を対象として実施する。

###### 1) ポドールの生産者を対象とした品種展示

精米業者、精米工場に対するヒアリングを行い、市場での需要の高い品種ニーズを把握する。ポドール地区の対象スキームの生産者圃場で水稻品種の展示圃を設置し、周辺の生産者等を対象とした品種展示会を開催する。収穫期の品種展示会には生産者に品種選定させ、稲種子利用を促進させるため、選定品種の保証種子を生産者に配布する。配布は生産者が試験的な導入栽培ができる程度とする。

###### 2) 種子生産農家に対する技術研修

ベースライン調査の結果に基づき、ポドールの種子生産者の課題の抽出、解決策の検討等を行い、種子生産者に対する研修計画を策定する。種子生産者及び普及員に対する研修教材は既存のマニュアルがあれば活用する。その後、普及員、選定した種子生産者を対象とした種子生産にかかる技術研修を行う。研修を通じて既存マニュアルの改善点を抽出し、普及員、種子生産者が利用しやすく、実践的な内容となるよう改訂事項を検討する。

###### 3) コメ生産者への稲種子流通支援

ポドールでの作期毎に必要な種子量を算出し、植え付け面積等を把握する。ポドールの生産者に対して安価で良質な種子が流通するよう、種子流通業者、種子生産農家とともに妥当な種子価格について協議し、決定する。併せて、ポドールでの優良種子流通促進のための方策について SAED、MAER 等と協議する。

##### (18) 灌漑地区における稲作栽培歴の適正化

###### 1) 適正栽培歴実証のためのパイロット事業の実施（二期作、輪作栽培の拡大）

対象スキームの生産者による営農活動、作期ごとの作業カレンダー、水管理等を確認するとともに、ベースライン調査の結果をもとに、投入財の調達、営農融資申請のタイミング、施肥、農業機械サービス等、雨季作及び乾季作の栽培適期開始並びに雨季作及び乾季作の適期収穫にかかる課題を把握し、収量向上を阻む要因分析を踏まえ、適切なコメの二期作栽培、他作物の輪作導入の拡大にかかる対策案を検討する。

検討した対策案に基づき、SAED 普及員、アフリカライス研究者等とともに適切なコメの二期作及び輪作作物にかかる栽培歴カレンダーを作成する。協力生産者又は生産者組合を選定し、彼らの圃場でパイロット事業を行い、実効性をモニタリングする。営農クレジットの融資申請、農業機械へのアクセス等の外的要因についても実態を把握し、具体的な解決策を検討する。

## 2) 品種選定、水管理計画、農業機械の導入

栽培歴の実証にあたっては、協力生産者又は生産者組合と協議し、作期に適した品種の選定、最適な水管理計画、農業機械（耕耘機、動力刈り取り機、脱穀機等）の導入など灌漑スキーム全体での基本的な計画案を立案し、二期作の面積拡大と収益性改善に向けた取り組みを行う。他の作物の輪作についても同様に計画案を作成する。

## 3) 二期作適正栽培技術の普及

実証状況をモニタリングし、技術的な課題を把握し、栽培暦の改善を行う。普及員、協力生産者又は生産者組合を対象に技術研修を定期的で開催し、他の灌漑スキーム地区とも適正な二期作の導入に向けた計画案の策定を開始する。

### (19) 収穫後処理技術の改善による粳品質向上

#### 1) 粳水分含有率、交雑物の管理強化

対象スキームの圃場、倉庫での粳品質（圃場乾燥、脱穀、貯蔵）の状況をモニタリングし、収穫後の水分含有量、不純物の混入等の実態を把握することを通し、生産者や倉庫管理者の技術的な課題事項の抽出と解決策の検討を行う。また、セネガル川流域の倉庫の貯蔵可能量、管理体制等の実態調査、スペイン援助庁や USAID が実施したプロジェクトをレビューし、倉庫運営管理に関する経験、教訓事項を抽出する。加えて、粳の品質管理、荷受・出荷、在庫管理、セキュリティ等の運用ルール、財務状況など倉庫管理運用ルールの確立に関するワークショップを開催し、運用面の問題点の抽出と、運用の改善策を検討する。これら調査は成果1の調査と連携して行い効率的に実施する。解決策の検討を踏まえ、粳品質の改善にかかる技術移転項目を抽出し、生産者向けの収穫後処理（適正な収穫、脱穀、品質管理）及び倉庫管理者向けの貯蔵管理にかかるマニュアル案の作成を行う。既存マニュアルがあれば活用する。

生産者又は生産者組合に対して、収穫後処理マニュアルに基づく技術研修を行い、技術移転の状況を粳品質及び精米品質のモニタリングを通じて把握し課題事項を抽出する。抽出した課題事項について生産者又は生産者組合と解決先を協議し、マニュアルに反映する。

#### 2) 倉庫の管理体制の改善

上記1) で策定した貯蔵管理マニュアルに基づき、倉庫管理者又は倉庫管理グループへの技術研修を行う。水分測定のための必要機材の導入についても併せて検討を行う。粳品質や倉庫運用の改善状況をモニタリングし、課題事項を抽出する。抽出した課題事項について倉庫管理者又は倉庫管理グループと解決策を協議し、マニュアルに反映する。

### 《成果4について：(20)～(24)》

#### (20) 農業機械化戦略の策定

既存の情報及び成果1の活動を通じて収集した情報を基に、農業・農村施設省農村近代化局(DMER)、SAEDとともにセネガル河流域農業機械化戦略の草案策定を行う。農業機械化戦略の策定には農業機械や農業ビジネスにかかる専門性が求められることから、我が国又は他国の専門家、農業機械メーカー、民間業者、代理店等と十分な協議を行う機会を設定する。MAER、SAED関係者との意見交換を踏まえたコメントを反映し、改訂を行う。国産米の生産と流通量の増加のためには農業機械振興は最重要事項であり、農業機械化戦略はマスタープランの策定に先立ち第1年次中に最終版を取りまとめる。

#### (21) 農業機械の仕様決定

成果1の調査を踏まえ、地域の特性(圃場、土壌等)、農作業、経営規模等に適した農業機械(トラクター、アタッチメント、刈り取り機、収穫機、脱穀機、ポンプ等)、精米機械(精米機、選別機等)の機種、仕様、代理店、スペアパーツの入手等の条件をSAED、DMER関係者と協議し、標準機械仕様として取りまとめ決定する。なお、国内準備期間中に、本邦農業機械メーカーのうち、特に西アフリカへの進出を具体的に検討している企業へのヒアリングを行い、仕様を検討する上での参考にする。同仕様は農業機械化戦略の一部をなすものとし、セネガル政府の農業機械調達に関して、同仕様の採用を提言する。併せて農業機械のスペック集を作成し、生産者組合、民間業者、農業機械代理店等に配布し、これら関係者に周知する。

#### (22) 農業機械・精米及び機械修理サービス業者の能力強化

農業機械・精米及び機械修理業者や農業機械を所有するユニオンの実態を把握し、技術、運用、サービス、会計、維持管理等の課題の抽出、解決策の検討等を行い、サービス業者やユニオン機械オペレーター等に対する研修内容、方法論の詳細を検討し、技術研修のカリキュラム開発、教材作成を行う。これら研修カリキュラムや教材作成においては、民間企業のノウハウの活用を検討する。

農業機械・精米及び機械修理業者のサービス展開を支援するため、生産者、生産者組合に対する業者サービスの情報提供支援を行う。

#### (23) ポドールでの農業機械サービス業の強化・拡大

ポドールは生産者の圃場規模が小さいことが、農業機械サービスの参入の阻害要因となっている。このため、農業機械サービス業者が効率的な業務を実施できるよう灌漑スキーム毎にユニオン/GIEを取りまとめ、一括して業者サービスの発注を行うなどの市場形成の仕組み作りが重要となる。コンサルタントは成果3の稲作栽培歴の適正化の活動において、ポドールの対象灌漑スキームにおける農業機械化導入の仕組み作りと農業機械業者の新たな市場形成について、SAED、生産者又は生産者組合、農業機械サービス業者と協議し、課題の抽出、具体的な解決策の検討を行う。

さらに、ポドールで農業機械サービスの起業を希望するGIEや個人経営者や新たに農業機械の導入を検討するユニオン等を対象に起業化の支援を行う。当該活動においては商業省、ダカールのビジネススクール講師や既に起業した業者を講師として招聘し、起業育成のセミナー等の開催を検討する。

#### (24) 農業機械・精米及び機械修理サービス業者育成のための金融アクセス支援

農業機械・精米及び機械修理サービス業者の経営拡大や事業の多角化及び新規参入者を支援するため、既存の金融機関からの資金アクセスの改善を支援する。融資サービスの内容、利率、申請方法、審査などの金融機関の情報をサービス業者に提供するとともに、金融機関との説明会やセミナーを開催する等の融資マッチングの機会を提供する。また、政府支援による補助金などの情報があればサービス業者にも広く周知されるような仕組み(ラジオ、インターネット媒体の活用等)を作る。



(25) プロジェクト事業進捗報告書(第1年次)の作成

第1年次の活動状況をプロジェクト事業進捗報告書(第1年次)として取りまとめ、C/P機関及びJICAに提出する。

【第2年次契約期間：2017年4月～2019年3月】

(1) ワーク・プラン(第2年次)の作成

第1年次の活動の結果・教訓を踏まえ、第2年次の活動の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、ワーク・プラン原案(第2年次)(仏文)に取りまとめる。セネガル側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン(第2年次)として取りまとめ、合意する。

《成果1について：(2)～(5)》

(2) マスタープランの評価・モニタリング計画案の作成

C/P機関によるマスタープランのモニタリング計画案を作成する。成果2～4の活動結果を踏まえマスタープランを更新するとともに、評価・モニタリング手法についてC/P機関に対する研修を行う。

(3) ドラフトファイナルレポートの作成

マスタープランにかかる調査結果をドラフトファイナルレポートとして取りまとめ、C/P機関及びJICAに対して説明、協議を行う。セミナー等を開催し、セネガル側関係機関、他ドナー、民間セクター関係者等から意見聴取及び業務成果の共有を図る。セミナー開催場所はダカール及びサンルイとし、参加人数は2回合わせて100名程度とする。

(4) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートにかかる関係機関等からのコメントを踏まえ修正を行い、ファイナルレポートを作成し、JICA及びC/P機関に提出する。

(5) マスタープランのモニタリング体制整備

マスタープランの構成要素が次期稲作自給計画(仮称PNAR3)として正式採用されるようMAERと協議を行う。マスタープランに基づき策定されたアクションプランの実施体制、モニタリング体制整備を支援する。本プロジェクト進捗及び他ドナー、民間セクターの動向を踏まえ、セネガル川流域の稲作セクターの開発状況をモニタリングする。

《成果2について：(6)～(7)》

(6) ユニオン/GIEの組織運営向け農民組織・財務管理支援に関する活動

1) ユニオン/GIEに対する組織運営・財務管理研修の実施とモニタリング

ユニオン/GIEに対する研修及び研修効果のモニタリングを継続し、必要に応じて、SAED、CGER、ユニオン/GIEに対して助言を行う。対象灌漑スキームにおけるユニオン/GIEの組織運営・財務管理の優良事例を抽出する。

2) ユニオン/GIE向け農民組織・財務管理研修の改善

第1年次、第2年次の研修を踏まえた改善事項及び抽出した組織運営の優良事例を基に、研修モジュールの修正を行う。作成した教材、マニュアルについても関係者との協議を踏まえ、必要に応じて修正を行い、最終版として取りまとめる。それらを、研修に携わったSAED関係者、ユニオン/GIE代表との意見交換によるコメントを踏まえて改訂の上で、セネガル側による最終承認を支援する。研修実施、モニタリングにかかる予算措置等についてC/P機関と協議する。教材、マニュアルは製本し、SAED、CGER、ユニオン/GIEに配布する。

(7) 灌漑施設維持管理と適切な水管理にかかる活動

1) 他の灌漑スキームでの灌漑施設維持管理、水管理研修の展開

前年次に引き続き、前年次とは異なる灌漑スキームにて活動を実施する。

2) FOMPI 事業の実施モニタリング

DAM による FOMPI 事業の実施状況をモニタリングし、必要に応じて技術的なアドバイスを行う。

3) 水管理計画・実施のモニタリング

SAED 普及員、ポンプオペレーターとともに水管理に関する研修を実施した対象灌漑スキームの配水状況、ポンプ稼働時間、燃料代をモニタリングし、必要に応じて技術的なアドバイスを行う。

4) FOMPI 事業運用ガイドライン案及び水管理計画立案・実施ガイドライン案の改訂

上記1)、2)及び3)を通じて得られた技術的な課題、対策の検討、必要な条件等を、FOMPI 事業運用ガイドライン案及び水管理計画立案・実施ガイドライン案に反映し、関係者との協議を経て改訂の上でセネガル側による最終承認を支援する。また、他の灌漑スキームでの活用法、研修及びモニタリングにかかる予算措置について C/P 機関と協議する。ガイドラインは製本し、SAED、ユニオン/GIE に配布する。

《成果3について：(8)～(11)》

(8) 農家レベルでのコメ収量向上（稲作普及ガイドを活用した稲作技術の普及拡大）

1) SAED 普及員の能力向上と農家への技術指導

雨季作、乾季作の適正稲作技術の拡大を目指して、SAED 普及員による定期的な巡回指導、生産者への技術指導をモニタリングする。作期毎に生産者の技術の定着状況を確認し、改善事項について普及員に指導する。必要に応じて、課題のある生産者に対する問題把握と対処法を普及員と協議し、対処法を技術研修の内容に反映する。

2) 稲作技術展示と中核農家の育成

対象スキームの生産者の展示園場にて、周辺の生産者を対象とした技術研修会を定期的開催し、普及員、生産者に対する技術研修を行う。展示園場を増やしつつ生産者間の技術普及の面的な展開を図る。プロジェクト雇用の普及員、NGO スタッフ、他ドナープロジェクトの普及員による技術普及をモニタリングするとともに、農業生産会社や生産者組合等の園場を定期的にモニタリングし、技術的な課題等を把握する。栽培上の課題事項と対処法について、普及員等と協議し、技術研修の内容に反映する。

(9) 優良稲種子利用農家の拡大（ポドール県を対象）

1) ポドール県の生産者を対象とした品種展示

雨季、乾季作の水稻品種の展示園を複数箇所を設置し、周辺の生産者等を対象とした品種展示会を継続的に開催し、生産者が希望する品種をモニタリングし、灌漑スキーム毎に需要の高い品種を把握する。

2) 種子生産者に対する技術研修

前年次に策定した研修計画に基づき、普及員等と協力し、種子生産者に対する現場講習会を開催し、種子生産者の育成を行う。種子生産者への研修は普及員等を通じて実施し、コンサルタントは研修の進捗等を把握し、必要に応じて研修内容を改善する。

種子生産者の指導、研修を通じて得られた技術的な課題、対策の検討、必要な栽培条件等を既存マニュアルの改善事項として取りまとめる。種子生産者、普及員等との意見交換によるコメントを踏まえ、既存マニュアル（改訂版）を作成し、農業・農村施設省種子部、アフリカライス、SAED等を対象とするワークショップを開催し最終案として取りまとめる。セネガル側の正式承認を経て最終化し、製本した上で種子生産者、普及員へ配布する。必要に応じて現地語への翻訳版も作成し生産者等へ配布する。

### 3) コメ生産者への稲種子流通支援

品種展示会を通じて生産者が希望する品種、作付面積を取りまとめ、必要種子量を算出し、種子増殖計画を策定する。種子増殖計画に基づき、種子生産者による種子増殖を支援する。併せて、種子流通業者に対して必要種子量の情報を提供し、稲種子流通体制を支援する。優良稲種子販売会など稲種子普及のためのプロモーションを行う。

## (10) 灌漑地区における稲作栽培歴の適正化

### 1) 適正栽培歴実証のためのパイロット事業の実施（二期作、輪作栽培の拡大）

前年次に続き生産者圃場でのコメ二期作、他作物との輪作体系のパイロット事業をモニタリングし、作業カレンダー等の課題を把握し、改善策を検討のうえ、結果を雨季・乾季の栽培歴に反映する。2作期のパイロット事業の結果を踏まえ、コメ二期作及び他の作物の輪作にかかる適正な栽培歴計画を決定する。乾季作栽培歴の計画についてはモニタリングを継続する。

稲作栽培歴の計画は、SAED、アフリカライス、ISRA等の関係者とワークショップを開催し、正式承認を経て、既存マニュアル及びガイドに反映するとともに、簡易栽培カレンダーとして生産者に配布する

### 2) 品種選定、水管理計画、農業機械の導入

前年次で立案した計画に沿って、上記1)のパイロット事業のモニタリングを行い、栽培、水管理、農業機械導入等における課題等を把握し、収益性を考慮の上、改善策を検討する。2作期のパイロット事業の結果を踏まえ、品種、水管理、農業機械等の導入計画を決定する。

### 3) 二期作適正栽培技術の普及

適正栽培歴とスキーム毎に策定された品種選定、水管理計画、農業機械の導入計画に基づき他の灌漑スキーム地区に対する研修計画を策定し、普及員とともに二期作適正栽培歴の技術研修会を開催し、適正栽培歴を普及する。ラジオ等で稲栽培技術、種子及び投入財販売、ポンプメンテナンスの点検など定期的に発信し、生産者への啓蒙活動を行う。

## (11) 収穫後処理技術の改善による粳品質向上

### 1) 水分含有率、交雑物の管理強化

前年次に継続して、生産者又は生産者組合に対する収穫後処理マニュアルに基づく技術研修を行い、技術移転の状況、粳品質及び精米品質のモニタリングを行う。指導、研修を通じて得られた技術的な課題、対策の検討、必要な栽培条件等をマニュアルの改善事項として取りまとめる。生産者、普及員等との協議を経て、必要に応じてマニュアルの改訂を行い、最終版として取りまとめる。収穫後処理マニュアルと貯蔵管理マニュアルはセネガル側の承認を経て、生産者、倉庫管理者へ配布する。必要に応じて現地語翻訳版も作成し生産者等へ配布する。

### 2) 倉庫の管理体制の改善

前年次に継続して、倉庫管理者又は倉庫管理グループに対する貯蔵管理マニュアルに基づく技術研修を行い、技術移転の状況、粳品質及び精米品質のモニタリングを行う。指導、研

修を通じて得られた技術的な課題、対策の検討、必要な栽培条件等をマニュアルの改善事項として取りまとめる。倉庫管理者、普及員等との協議を経て、必要に応じてマニュアルの改訂を行い、最終版として取りまとめる。倉庫管理者の現地視察会を開催し、穀倉庫運用ルールの優良事例等の経験共有を図る。

#### 《成果4について：（12）～（16）》

##### （12）農業機械化戦略の策定

前年次で取りまとめた戦略に基づく活動状況をモニタリングするための体制を、DMER、SAED 関係者と作り、活動計画の立案、進捗のモニタリングを行い、課題事項の把握と解決策の検討を行う。その結果を農業機械化戦略に反映し、関係者との協議を経てセネガル側の承認を得て正式な戦略として採用する。モニタリング活動を通じて関係者の能力向上も図る。

##### （13）農業機械の仕様決定

前年次に決定した農業機械の仕様に基づき、選定された農機のスペアパーツの供給網の整備にかかる検討を行う。スペアパーツの供給体制を整備するために、代理店、民間業者と協議し、調達方法（支払い方法）、出張サービス、在庫管理等についても現状の課題と解決策の検討を行う。また、スペアパーツ供給網の整備にかかるセネガル政府の施策（免税等）について関係省庁と協議し、必要な提言を行う。

##### （14）農業機械・精米及び機械修理サービス業者の能力強化

前年次に作成した研修カリキュラム、教材を活用し、サービス業者、ユニオンの機械オペレーター等への研修を行う。現場での技術研修では、農業機械の運転操作などの実地研修を行う。研修を通じてカリキュラム、教材の改善点を抽出し、実践的な内容となるよう改訂をするとともに、研修受講者へ必要に応じて研修のフォローアップを行う。実地研修に必要な農業機械一式は別途調達する。

農業機械・精米及び機械修理業者のサービスエリアの把握と今後の営業エリア拡大のためのサービス業者に対するコンサルテーションを行う。コンサルテーションにあたっては、各サービス業者の経営収支、農機の稼働率、維持管理、農機更新、サービス品質等経営・運用面を踏まえ、適正なサービスが対象灌漑スキームの生産者、生産者組合に広く享受されるよう今後のビジネス計画を提案する。併せて優良ビジネスモデルをサービス業者関係者に共有するセミナー等を開催する。

##### （15）ポドールでの農業機械サービス業の強化・拡大

前年次で検討した解決策を踏まえ、ポドールのユニオン/GIE との協議し、スキーム全体又は複数のユニオン/GIE による農業機械サービスの一括発注の要望と農業機械導入にかかる作業計画、金融機関の融資計画を確認するなど、農業機械サービス業者への一括発注を支援する。農業機械サービス業者のサービス状況をモニタリングし、ユニオン/GIE の圃場準備作業、水管理等での課題、サービス業者のサービスの品質等の課題を把握し、改善事項について関係者間を通じて対処法を取りまとめる。このプロセスは成果3の稲作栽培歴の適正化の活動とともに行う。

ポドールで農業機械サービスの起業を希望する GIE や個人経営者や新たに農業機械の導入を検討するユニオン等に対して、適正な農機の選定についてコンサルテーションを行い、代理店やレンタル会社等を訪問し、適正な農機の選定を支援する。

##### （16）農業機械・精米及び機械修理サービス業者育成のための金融アクセス支援

前年次に引き続き新規参入予定者や事業拡大を希望するサービス業者に対する資金アクセスの改善支援を継続する。必要に応じて、希望者への個別相談等をフォローする。

(17) 第3国研修

セネガル側関係者を対象に第3国研修を実施する。

(18) プロジェクト事業進捗報告書(第2年次)の作成

第2年次の活動状況をプロジェクト事業進捗報告書(第2年次)として取りまとめ、C/P機関及びJICAに提出する。

【第3年次契約期間：2019年4月～2021年3月】

(1) ワーク・プラン(第3年次)の作成

第2年次の活動の結果・教訓を踏まえ、第3年次の活動の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、ワーク・プラン原案(第3年次)(仏文)に取りまとめる。セネガル側関係者と協議、意見交換した上で、ワーク・プラン(第3年次)として取りまとめ、合意する。

《成果1について：(2)》

(2) マスタープランに基づくモニタリング活動

前年次に引き続き、必要に応じて、MAER、SAED に対して技術的なアドバイスを行いつつモニタリング活動を継続する。

《成果2について：(3)～(4)》

(3) ユニオン/GIE の組織運営向け農民組織・財務管理に関する活動

1) ユニオン/GIE の組織運営・財務状況のモニタリング

前年次に引き続き、ユニオン/GIE の研修実施、財務状況をモニタリングし、必要に応じて助言を行う。教材、マニュアルは必要に応じ内容を修正し、改訂する。

2) ユニオン/GIE の組織運営・財務管理にかかる支援体制整備

SAED、CGER とともにユニオン/GIE の組織運営・財務管理にかかる長期的な支援計画(研修計画、モニタリング体制・人員)を策定し、SAED 年間計画での予算化について協議を行う。また、他ドナーやNGO が実施する支援においても同研修活動が活用されるよう成果品を共有する。

(4) 灌漑施設維持管理と適切な水管理にかかる活動

ガイドライン普及に向けた研修を実施する。前年次に引き続き、対象灌漑スキームの水管理状況、FOMPI 事業の実施状況をモニタリングし、必要に応じて技術的なアドバイスを行う。他ドナーやNGO が実施する支援においても策定したガイドラインが活用されるよう成果品を共有する。ガイドラインは必要に応じ内容を修正し、改訂する。

《成果3について：(5)～(8)》

(5) 農家レベルでのコメ収量向上(稲作普及ガイドを活用した稲作技術の普及拡大)

1) SAED 普及員の能力向上と農家への技術指導

前年次に引き続き活動を継続する。生産者間で技術交換等を行い、課題対処法、改善策の共有による技術の向上と定着を促進する取り組みを行う。

(6) 優良稲種子利用農家の拡大(ポドールを対象)

1) ポドールの生産者を対象とした品種展示

前年次に引き続き、ポドールの生産者を対象とした品種展示会を継続し、稲種子利用の認知度を向上させる。灌漑スキーム毎に需要の高い品種と必要量を継続的にモニタリングする。

## 2) 種子生産者に対する技術研修

前年次に引き続き、種子生産者に対する現場講習会とモニタリングを継続する。種子生産者の中で技術交換等を行い、課題対処法、改善策の共有による技術の向上と定着を促進する取り組みを行う。また、ポドールでの種子生産組合又は経済利益グループ（GIE）の設立を支援する。

## 3) コメ生産者への稲種子流通支援

前年次に引き続き活動を継続する。種子生産者又は種子生産者グループと種子流通業者との間で種子増殖計画、価格、稲種子の発注の取引が活発化するようなフォーラム等を開催し、側面支援する。また、MAER、SAED に対して種子検査体制、優良種子流通促進のための方策（補助金等）等周辺環境の整備に関する協議を行い、必要な提言を行う。

## (7) 品種選定、水管理計画、農業機械の導入と二期作適正栽培技術の普及

前年次に引き続き、普及員等による対象スキームの生産者への二期先栽培歴の技術研修を継続する。特に、乾季作の栽培歴のモニタリングを行い、生産性向上にあたり大きな課題である生産者に対する乾季作の栽培歴遵守徹底のための啓蒙研修を重点的に行う。

## (8) 収穫後処理技術の改善による粗品質向上

### 1) 水分含有率、交雑物の管理強化と倉庫の管理体制の改善

前年次に引き続き、生産者、倉庫管理者の研修実施と技術移転状況のモニタリングを継続する。

## 《成果4について：(9)～(13)》

### (9) 農業機械化戦略の実施支援

前年次に引き続き活動状況のモニタリングを継続し、関係者の能力向上とともに、農業農村施設省に対して、DMER 及び SAED の農業機械戦略の運営体制強化（人員、予算）を提言し、体制強化を図る。

### (10) 農業機械の仕様決定

仕様決定した農機の調達状況、台数をモニタリングし、今後の政府調達（他ドナー資金含む）の計画策定支援を行う。農業機械代理店と政府調達農機のスペアパーツ供給契約の検討を行い、継続したスペアパーツ供給体制を整える。

### (11) 農業機械・精米及び機械修理サービス業者の能力強化

サービス業者、ユニオンの機械オペレーター等への研修とフォローアップ研修を継続する。今後の研修体制について関係者と協議し、受け皿となる機関、予算措置、研修施設等について具体的な計画を策定する。農業機械・精米及び機械修理業者のサービスエリア拡大のためのコンサルテーションを継続し、必要に応じて、業者間でのサービス補完や農機の共有等による効率的な運用を促す。

### (12) ポドールでの農業機械サービス業の強化・拡大

雨季作・乾季作でのポドールのユニオン/GIE による農業機械サービスの一括発注の支援とモニタリングを継続する。ポドールに新規参入した農業機械サービス業者の活動エリアの割り当てやユニオン/GIE への仲介等の起業支援を継続する。

### (13) 農業機械・精米及び機械修理サービス業者育成のための金融アクセス支援

前年次に引き続き新規参入予定や事業拡大を希望する農業機械・精米及び機械修理サービス業者への資金アクセスの支援を継続する。必要に応じて、希望者への個別相談等をフォローする。

(14) 第3国研修

前年次に引き続き、セネガル側関係者を対象に第3国研修を実施する。

(15) 最終セミナーの開催

プロジェクト成果をセネガル側関係者と協議し、広く広報するため、ダカール及びサンルイにおいて最終セミナーを開催する。セミナー対象者はセネガル側関係機関、他ドナー、民間セクター関係者等とし、2回合わせて100名程度とする。なお、ダカールまたはサンルイにおける最終セミナーはプロジェクト終了時のJCCと前後して実施するものとし、開催時期、方法等の詳細はC/Pとの協議を通じて決定する。

(16) プロジェクト事業完了報告書の作成

プロジェクトの活動成果をプロジェクト事業完了報告書として取りまとめ、C/P 機関及びJICAに提出する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1年次はマスタープラン・インテリムレポート及びプロジェクト事業進捗報告書（第1年次）、第2年次はマスタープラン・ファイナルレポート及びプロジェクト事業進捗報告書（第2年次）、第3年次はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ（2）の技術協力成果品を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第1年次	業務計画書（第1年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（全体期間及び第1年次）	業務開始から2ヵ月以内	仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver. 1	業務着手時（1ヵ月以内）	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 2	前Ver. 提出から6ヵ月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 3	前Ver. 提出から6ヵ月後	電子データのみ
	マスタープラン・インテリムレポート	契約終了時	和文：5部 仏文：10部
	プロジェクト事業進捗報告書（第1年次）	契約終了時	和文：5部 仏文：10部
第2年次	業務計画書（第2年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部

	ワーク・プラン（第2年次）	業務開始から1か月以内	仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver. 4	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 5	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	マスタープラン・ファイナルレポート	業務開始から約12か月後	和文：5部 仏文：30部 CD-R：3枚
	Monitoring Sheet Ver. 6	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 7	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	プロジェクト事業進捗報告書（第2年次）	契約終了時	和文：5部 仏文：10部
第3年次	業務計画書（第3年次） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文：5部
	ワーク・プラン（第3年次）	業務開始から約1ヵ月後	仏文：10部
	Monitoring Sheet Ver. 8	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 9	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 10	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	Monitoring Sheet Ver. 11	前 Ver. 提出から6か月後	電子データのみ
	プロジェクト事業完了報告書	プロジェクト終了1か月前	和文：5部 仏文：10部 CD-R：3枚

プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）



- e) PDM (指標の見直し及びベースライン設定)
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項
- イ) プロジェクト業務進捗報告書/完了報告書記載項目 (案)
  - a) プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
  - b) 活動内容 (業務フローチャートに沿って記述)
  - c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓 (業務実施方法、運営体制等)
  - d) プロジェクト目標の達成度 (中間評価・終了時評価結果の概要等)
  - e) 上位目標の達成に向けての提言
  - f) 次期活動計画 (進捗報告書のみ)

添付資料 (和文に添付する資料は仏文でも構わない。)

- ① PDM (最新版、変遷経緯)
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画 (WBS等を活用)
- ④ 専門家派遣実績 (要員計画) (最新版)
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績 (引渡しリスト含む)
- ⑦ 合同調整委員会議事録等
- ⑧ その他活動実績

注) d)、e) 及び⑥の引渡しリストは完了報告書のみに記載

## (2) 技術協力成果品等

コンサルタントが直接もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト事業進捗報告書/プロジェクト事業完了報告書に添付して提出することとする。

- 1) 稲作セクター現状調査報告書
- 2) ベースライン調査報告書
- 3) 農業機械化戦略
- 4) 農民組織・財務管理研修ガイドライン・マニュアル
- 5) 灌漑施設維持管理基金 (FOMPI) 事業運用ガイドライン
- 6) 水管理計画立案・実施ガイドライン
- 7) 種子生産マニュアル
- 8) 収穫後処理・貯蔵管理マニュアル
- 9) サービスプロバイダー向け研修教材

## (3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ WBS
- エ 業務フローチャート

### 【第3 業務実施上の条件】

#### 1. 業務工程

本件に係る業務工程は、2016年4月に開始し、以下の3つの期間に分けて実施することにより、約60ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1年次 2016年4月～2017年3月
- (2) 第2年次 2017年4月～2019年3月
- (3) 第3年次 2019年4月～2021年3月

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。（国内作業を含む）

- 第1年次 約27M/M
- （全体） 約160M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

なお、総括業務従事者の語学力については英語能力または仏語能力が評価の対象となるが、仏語能力を有することが望ましい。総括業務従事者については、JICAの実施する技術協力プロジェクト及びマスタープラン策定への従事経験者が望ましい。

- ア 総括/稲作振興政策（1号）
- イ 稲作栽培（2号）
- ウ 灌漑施設管理/水管理/組織強化（3号）
- エ 農業機械/収穫後処理
- オ 起業家育成
- カ 研修/普及
- キ 流通/マーケティング
- ク 業務調整/研修/普及（補助）

また、必要に応じ、現地傭人による英語⇄仏語の通訳備上を認める。

#### 3. 相手国の便宜供与

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供

#### 4. 配布資料および公開参考資料

(1) 本業務に関する以下の資料を配布します。

- ア 本プロジェクト 要請書、R/D、詳細計画策定調査報告書
- イ セネガル国農業アドバイザー 業務完了報告書

(2) 本業務に関連する以下の資料が、JICA 図書館ウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ア セネガル国セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト事業完了報告書
- イ セネガル国稲作再編計画調査ファイナルレポート

## 5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

なお、プロジェクト活動に必要な車両 5 台 (4WD) を、2016 年 10 月を目途に JICA セネガル事務所にて新規調達予定である。必要となる車両関連費 (レンタカー、運転手、燃料等) を見積もりに計上すること。

## 6. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを認める。

(1) 稲作セクターの現状調査

(2) ベースライン調査

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2012 年 4 月)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き (見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

## 7. 本邦研修

本邦研修の実施に係る経費については、「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン (2015 年 4 月)」に基づき見積もること、ただし、研修員の受入 (渡航・滞在費) 及び研修監理員備上に係る費用については契約に含めない。

## 8. その他の留意事項

### (1) 安全対策

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA セネガル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のためのセネガル側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるように留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### (2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

